

なかがわ

広報

2022.

1



町のイメージキャラクター
「なかちゃん」



No.196

新年のごあいさつ	2-3
年おとこ、年おんな	4-5
町・県民税(所得税)の申告を忘れずに!	6-7
医療費節約にご協力ください	8-9



「ん〜、大きくて
抜けないよー」

馬頭高校冬玉ねぎの収穫に園児を招待

春

新年のごあいさつ



那珂川町長 福島 泰夫

新年明けましておめでとう
ございます。謹んで新年のごあい
さつを申し上げます。

皆様には、健やかな新春をお
迎えることと、お慶び申し上げ
ます。

さて、当町の昨年の出来事を
顧みますと、一昨年から約2年
にわたり全世界で猛威をふるう
新型コロナウイルス感染症に翻
弄され、各種行事やイベントの
中止、拡大防止対策、ワクチン
接種と、その対応に奔走した一
年でした。

長期間、我慢を強いられる中、
感染症予防対策に協力いただい

ている町民の皆様、医療従事者
の皆様方には、心から感謝を申
上げます。

ワクチン接種につきましては、
那珂川町医師団や関係者の皆様
のご協力をいただき、希望する
方については2回のワクチン接
種が完了いたしました。

しかしながら、今後、第6波
やブレイクスルー感染、オミク
ロン株などによる感染も懸念さ
れておりますので、3回目のワ
クチン接種につきましても、希
望するすべての方が接種できる
よう、しっかりと国、県と連携
して取り組んでまいります。

一方、冷え込んだ国内経済に
は、いまだ回復の兆しが見えま
せんが、町内におきましては、
年始をはじめとし、県内外から
の観光客による人の流れの活発
化も予想されますので、引き続
き、感染対策と経済支援の両立
を図ってまいります。

さて、いよいよ本年10月には、
本県において、「いちご」一会と
ちぎ国体「全国障害者スポー
ツ大会」の開催が予定されてお

ります。わが町におきましても、
公開競技の「ゲートボール」とテ
モンストレーションスポーツの
「3B体操」の準備を進めており
ますので、応援をよろしくお願
いいたします。

また、本年、那珂川町におき
ましては、温水プールやトレー
ニングジム、フィットネススタ
ジオなどを備えた屋内水泳場を
オープンいたします。小中学校
の授業や各種健康教室などで活
用し、子どもからお年寄りまで、
皆様の体力・健康・仲間づくり
の拠点となるよう整備を進めて
おります。ぜひとも多くの町民
の皆様が利用されるよう期待い
たします。

地域の方々とともに取り組む、
農林水産業の6次産業化の促進、
商品開発、販路拡大を支援する
「食と農の拠点事業」につきまし
ては、昨年末、協議会を立ち上
げました。産業振興のみならず、
新しい人の流れによる地域の活
性化や、雇用を生み出す事業と
して、その礎を構築してまいり
ます。

今年も町民の皆様のお安心・安
全の確保を最優先に、コロナ対
策をはじめ、地域の活性化や自
然災害への対策など、町政の
様々な課題に全力で取り組んで
まいります。

町民の皆様におかれましては、
引き続き、必要な感染予防対策
を実施していただきながら、希
望を持って新たな年のスタート
を切っていただきたいと思っ
ております。

年頭にあたり、皆様のご多幸
とご健勝を心からお祈り申し上
げ、新年のごあいさつといたし
ます。





令和4年

迎



那珂川町議会議長 鈴木 繁

明けましておめでとうござい
ます。町民の皆様には、健やか
な新年をお迎えのことと、心か
らお慶び申し上げます。

また、日頃より、町議会に対
し、ご理解とご協力を賜り、厚
く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、世界
中で猛威を振るい、いまだ収束
が見えない新型コロナウイルス
感染症の影響により、飲食店を
はじめとした営業時間の短縮や
自粛などで、社会経済活動が低
迷し、各種行事やスポーツの自
粛など、ウィズコロナの中で、
様々な影響がありました。

また、緊急事態宣言の発令
中、東京オリンピック、パリリ
ンピックが史上初めて無観客で
開催され、多くの感動がありま
した。

さて、当町においては、急速
な少子高齢化や人口減少、そし
て厳しい財政状況など、自治体
を取り巻く情勢はますます厳し
さを増し、このような中で、新
型コロナウイルス感染症の経済
対策を中心に、多くの施策が展
開されました。ワクチン接種で
は、町内の医療関係者等のご協
力により、県内の中でも早期に
集団接種が完了するなど、また、
中小企業の支援、プレミアム商
品券の発行など施策が実施され
ました。

町議会におきましては、昨年、
馬頭高校生と意見交換会を開催
いたしました。初めての取り組
みでありましたが、高校生の新
鮮な意見、感想を聞くことがで
きた良い機会でありました。ま
た、議会報告会は、新型コロナウイルス
ウィルス感染防止のため、昨年
同様ケーブルテレビの放送とな

りました。

本年も、さまざまな町政課題
の解決に向けしっかりと議論を
重ねるとともに、公正で活力あ
る開かれた議会運営を図り、議
決機関としてその役割と責任の
重さを自覚し、町民の皆様の声
を町政に的確に反映させるため、
議員一丸となって、期待に応え
るべく、誠心誠意尽くしてまい
る所存であります。

今後の町づくりについては、
基本となる「第2次総合振興計
画 後期基本計画」と「第2期
まち・ひと・しごと創生総合戦
略」が、新たな町づくりの計画
として、人口減少を踏まえた地
域の活性化に向けた施策を具体
化し、進めてまいります。

町議会としましては、今後の
町づくり事業が、適正に、しか
も効率的に「実行されている
か」、「住民福祉の向上につな
がっているか」を注視してい
きながら、那珂川町の活力ある町
づくりの推進に、努力してまい
りたいと考えております。那珂
川町は、私たち町民にとりまし

ても、また地域を離れている
方々にとりまして、ここがふ
るさどです。那珂川町にはすば
らしい魅力がたくさんあります。
地域の特性や資源を生かした政
策を展開し、いつまでも住んで
いたいと思う町づくりを目指し、
取り組んでいきたいと思いま
すので、なお一層のご支援、ご協
力を賜りますよう、あらためて
お願い申し上げます。

結びに、本年が町民の皆様
にとりまして、実りある飛躍の年
になりますように心からご祈念
申し上げます。新年のあいさ
つとさせていただきます。

2022

とうございます



町内小学校のみなさんに今年の抱負をお聞きしました。

星

あきと
瞭翔さん
(馬頭小)



ぼくが今年がんばりたいことは、野球と学習です。

ぼくには「将来プロ野球選手として活躍する」という夢があります。そのため、チームでの練習だけでなく、自主練習にもたくさん取り組んでいきたいです。また、学習では、文章問題が苦手なので、今以上にたくさん本を読んで慣れたいと思います。この二つの目標を達成するためにしっかりと努力していきたいです。

武隈

なぎ
凧さん
(馬頭小)



私が今年がんばりたいことは、縄跳びと算数です。

縄跳びでは、「はやぶさ」ができるようになります。そのため、二重跳びやあやとびをしつかり練習し、コツをつかんでいきたいです。算数はずっと苦手でしたが、問題が解けたときはうれしく感じ、分からなかったことも今では分かるようになってきました。これからは、むずかしい問題にも進んでチャレンジしていきたいです。

大金

なつみ
夏美さん
(馬頭東小)



わたしの新年の抱負は、苦手なことにもあきらめずにチャレンジすることです。わたしは、最初「できないことにもチャレンジしてみよう」と思いながら、やってみるとなかなかできなくて、「もうやりたくない」とすぐあきらめてしまうことがあります。今年6年生になるので、すぐあきらめるくせを直すようにしていきたいと思っています。そのためには、少しずつでいいから前に進んでいるのを毎日確認していきます。

秋山はる子さん
(小川小)



私が昨年がんばったことは、手洗い・うがい・消毒をこまめにしたことです。昨年は、新型コロナウイルスの感染が日本中に広がったので、手洗い・うがい・消毒を続けて感染予防を心がけてきました。

6年生になって、新型コロナウイルスがおさまっても、病気の予防を心がけるようにしたいです。



木村

たくと
匠兔さん
(小川小)



ぼくは、これから思いやりのある人になりたいです。なぜかというと、低学年の人にていねいに教えることができているからです。もつと思いやりの心をもちたいです。

がんばりたいことのもう一つはスポーツや体を動かすことです。何にでもチャレンジしてできることを増やしていきたいと思っています。



あけましておめで

今年は、寅年。今年、「年おとこ」「年おんな」を迎える

やまななみ
彌山夏菜望さん
(馬頭小)



私がんばりたいこととは二つあります。一つ目は漢字です。私は画数の多い漢字を覚えることが苦手なので、自主学习で繰り返し練習し、どんどん覚えていきたいです。二つ目は算数の図形です。私は図形を描くことが大の苦手です。だから、漢字の練習と同じく、あきらめないうで繰り返し復習に力を入れていきたいです。



はると
笠井 陽翔さん
(馬頭小)



僕ががんばりたいことは、「学力を上げること」です。2021年は、自分自身が満足いく学力に届かず、あまり自分の変化を感じることができませんでした。だから2022年は、自分が苦手と感じた勉強の復習にしっかりと取り組むことで学力を上げ、新しい自分に出会いたいと思います。



いぶき
岡 依吹さん
(馬頭東小)



わたしの新年の抱負は、6年生として全校生・学校全体をまとめられるようにすることです。そのためには、最上級生としての自覚をもち、普段から勉強に励んだり、下級生にやさしくしたりすることも大切だと思います。言葉に出すだけでなく、実行することが大切です。「有言実行」を心がけて生活するようになりたいです。



ゆな
鈴木 結菜さん
(小川小)



私が昨年がんばったことは、委員会活動や運動会の係の仕事です。特に5年生から始まった委員会活動は力を入れてがんばりました。私は放送委員なので、朝から学校のみなが元気になるように「はつきりと言う」ことを心がけました。今年最高学年として委員会活動などを、もっとがんばれるようにしたいです。



つばさ
郡司 翔さん
(小川小)



昨年ぼくは、勉強をがんばりました。特に社会をがんばりました。一番がんばったことは、自動車工場について調べることです。6年生になったら、低学年のめんどろをみたり、班長としてがんばったりできるようになります。6年生ががんばっている活動や、やっていることを見ながら、見習っていききたいと思います。



(所得税)の申告を忘れずに!

令和3年分申告相談を実施しますので、期間内に申告されるようお知らせします。

◆申告が必要な方

令和4年1月1日現在、那珂珂川町に住所があり、令和3年中に所得(収入)がある方は申告が必要になります。

- ①事業所得(営業・農業)、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得(個人年金・シルバー配分金等)の収入がある方
 - ②給与所得者で年末調整を受けなかった方、又は中途退職された方
 - ③医療費控除、寄附金控除(ワンストップ特例を除く)などを受ける方
 - ④公的年金所得者で生命保険料・地震保険料控除などを受ける方
- 次に該当する方は収入がなくても町・県民税の申告が必要です。**
- ①福祉制度等の各種手当や助成・給付を受ける方、又は国民年金の免除申請をする方
 - ②所得証明書や非課税証明書が必要なる方
 - ③国民健康保険に加入している方
 - ④非課税所得(遺族年金・障害者年金等)のみの収入のある方

◆申告に持参するもの

①印鑑、預金通帳等(所得税の還付の際に申告者本人の口座番号の確認が必要)

②マイナンバー(個人番号)カード、又は通知カードと運転免許証等

※配偶者控除や扶養控除を受ける場合は、当該者のマイナンバーの記載が必要になります。

③源泉徴収票(給与・年金等)

④営業・農業・不動産収入のある方は、収支内訳書

⑤公共事業に係る土地等の売渡しのある方は、買取証明書及び補償金の明細書等(移転雑費・休業補償等)

⑥各種控除証明書(生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の払込証明書、国民年金保険料・社会保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書)

⑦医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書

⑧障害者控除を受ける方は、障害者・療育・精神手帳、要介護認定

定者は障害者控除対象者認定書

⑨収支内訳書(一般・農業・不動産)に租税公課(固定資産税)の計上がある方は、固定資産税土地家屋課税明細書

⑩寄附金控除を受ける方は、寄附金受領書(ワンストップ特例含む)

◆申告に際しての注意事項

事業所得(営業・農業)、不動産所得

収支計算について、必ず記帳(帳簿を整理)してから申告を受けてください。(領収書も整理してください)

医療費控除

支払った医療費の領収書を、個人別・病院別に分け事前に集計してきてください。また、医療費に對して補てんされた金額(生命保険や社会保険・国民健康保険等の戻り金)がある場合は補てん金を差し引いた残りが控除となります。

◆その他

○町・県民税申告書、収支内訳書(一般・農業・不動産)、医療費控除の明細書及びセルフメディケーション税制の明細書は、税務課・小川出張所の窓口にあります。

○公的年金受給者で所得税の源泉がない方でも、町・県民税(均等割)が課税となる場合があります。

配偶者・扶養控除等を追加できれば非課税となる場合がありますので、該当すると思われる方は町・県民税申告をしてください。

※収入が公的年金のみで、その金額が次に該当する方は町・県民税が非課税なので申告が必要ありません。

○65歳未満の方で年金収入が98万円以下

○65歳以上の方で、年金収入が148万円以下
(年齢は令和3年12月31日現在)

介護保険要介護認定者の

障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定(要介護3～5)を受け、寝たきり・認知症等心身の状況により障害者に準じる場合は、特別障害者控除の対象となります。

申告の際に添付が必要な「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるには、左記窓口での申請が必要となります。印鑑をご持参の上来庁ください。

問い合わせ・申請窓口
健康福祉課

☎0287(92)1119

町・県民税

問い合わせ 税務課 ☎ 0287-92-1120

申告期間
2月16日(水)～3月15日(火)

申告会場
小川総合福祉センター
那珂川町役場

令和3年分 申告相談日程表

月日(曜日)	対象地区		申告会場
	午前の部	午後の部	
	午前8時45分～11時30分	午後1時～4時	
2月16日(水)	薬利・芳井・浄法寺		小川総合福祉センター (すこやか共生館) (201・202・203会議室) 那珂川町役場2階
2月17日(木)	三輪・小川(山崎及び下西の原)・恩田		
2月18日(金)	高岡・片平・東戸田		
2月21日(月)	吉田・谷田・白久		
2月22日(火)	小川(第1区、第2区)		
2月24日(木)	小川(第3区、第4区、第5区)		
2月25日(金)	大山田上郷・大山田下郷		
2月28日(月)	盛泉・谷川		
3月1日(火)	大内・大那地		
3月2日(水)	矢又・富山		
3月3日(木)	久那瀬・松野		
3月4日(金)	和見・北向田		
3月7日(月)	小口・小砂		
3月8日(火)	健武		
3月9日(水)	馬頭		
3月10日(木)	馬頭		
3月11日(金)	那珂川町 全域		
3月14日(月)	那珂川町 全域		
3月15日(火)	那珂川町 全域		

- 受付番号札は、午前8時より配布。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止(3密対策)のため、時間帯別受付となります。
- 受付状況によっては、時間帯通りにならないことがあります。
- 申告期限終了間近になると大変混雑しますので、できるだけ指定日にお越しください。
- 指定日に都合のつかない場合は、期間中であれば他の地区でも受付できます。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年通りの相談等の受付が困難になる場合があります。
- ※会場に来場される際は、マスクの着用をお願いします。
- ※入場の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

◆税務署での確定申告を
お願いする方

- 青色申告をする方
- 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- 公共事業以外での土地・建物の譲渡所得があった方
- 先物取引、未公開株の譲渡所得があった方
- 山林所得、総合譲渡所得があった方
- 令和2年分以前の申告をする方(過年分の期限後申告)

◆自宅でも確定申告書が
作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる申告会場に向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはスマートフォン対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはe-Taxをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送で提出することもできます。

◆申告をしないと、不利益になる場合も。無収入でも、申告をしましょう

○国民健康保険加入世帯では低所得者軽減が受けられません。世帯主の場合は扶養になっている方も申告が必要です。

※可能な限り申告会場への来場を避け、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止(3密の回避)にご協力ください。

○65歳以上の方がいる世帯では、介護保険料の段階判定で影響があります。

○未申告者には、所得証明書(課税・非課税)が発行されません。

税務署では1月から所得税の還付申告が受けられます。確定申告期間になると大変混み合いますので、還付を早めにお受けたい方は税務署での申告をおすすめします。

氏家税務署
☎ 028(682)3311

国民健康保険に加入している方へ

医療費節約にご協力ください

国民健康保険の医療費は、毎年増加しています。お医者さんへのかかり方や薬との付き合い方で節約できる医療費があります。医療費適正化のため、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 受診方法で節約

- かかりつけ医を持ちましょう
- 重複受診はやめましょう
- 時間外診療は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する重複受診は、同じ検査を繰り返すなど体へ負担がかかるうえ、医療費もかさみます。口頃から相談できる、かかりつけ医を持つようにしましょう。救急車を呼ぶか迷ったときには、左記へご相談ください。

- うちぎ子ども救急電話相談 ☎ #8000
- 携帯電話やプッシュ回線以外 ☎ 028(600)0099
- うちぎ救急医療電話相談 ☎ #7111
- 携帯電話やプッシュ回線以外 ☎ 028(623)3344

● 自己判断で治療を中断しない

糖尿病のように継続して治療が必要となる場合があります。症状が良くならないからといって治療を中断すると悪化した際に医療費が高額になります。

反対に、体調が良くなったから途中で薬を飲まなくなってしまう場合があります。医師の処方した薬は、飲み切る事が原則です。

自己判断せず、医師の判断を仰ぐようにしましょう。

● お薬手帳を活用しましょう
医師や薬剤師が薬の重複や飲み合わせなどをチェックできるように、お薬手帳を提示するようにしましょう。

● ジェネリック医薬品を

利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間満了後に、新薬と同じ主成分で同等の効果・効能がある安価な薬です。すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品があるわけではありません。利用を希望する際は、医師や薬剤師に相談しましょう。

● 柔道整復師・はりきゆう・

マッサージ師のかかり方について

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術には、国民健康保険が適用される場合とされない場合があります。また、はり・きゆう・マッサージで保険の適用を受けるには、医師の同意が必要です。保険適用が認められない場合には、全額自己負担となります。

○ 柔道整復師が保険適用になるとき

- ・ 打撲及び捻挫等(肉離れを含む)
- ・ 骨折・脱臼の応急手当

※ 応急手当以外の場合は、医師の同意が必要です。

右記以外は保険適用外となります。

○ はり・きゆうが保険適用になるとき

- ・ 神経痛・リウマチ
- ・ 頸腕症候群・五十肩・腰痛症
- ・ 頸椎ねんざ後遺症

○ マッサージが保険適用になるとき

- ・ 筋麻痺・関節拘縮
- ・ はり・きゆう・マッサージの施術を受けるときも、医師の同意がある場合に限り保険適用となります。

2. 生活習慣を見直す

生活習慣病の治療費は全体の医療費の過半数にのびります。日常生活を振り返り、できることから始めてみましょう。

● 食生活

- ・ 1日3食バランスよく食べる
- ・ 野菜や海藻など食物繊維をとる
- ・ 塩分の取り過ぎに注意する
- ・ よく噛んで、ゆっくり食べる
- ・ カルシウムを多く含む食品をとる

● 運動

- ・ 「ながら運動」をする
- ・ なるべく階段を利用する
- ・ なかちゃん体操をする
- ・ 散歩をする
- ・ 筋トレをする

● 睡眠や休養

- ・ 疲れたときはしっかりと休養する
- ・ めるめのお風呂でリラックス
- ・ 寝る前の飲酒は控える
- ・ お酒は適量にし、週2日は休肝日をつくる



3. 健診で健康チェック

体に異常を感じる前に、健診を受け、健康チェックをおこなしましょう。

病院で治療として受けている検査は目的が異なりますので、通院中の方も、主治医と相談し健診を受けましょう！

●町の集団検診を受ける

基本健診を無料で受けることができます。健康福祉課から発送される家族調査票で来年度の健診の申し込みをしてください。調査票の記入方法等、詳しくは20ページをご覧ください。

●人間ドック・脳ドック

令和4年度の間人ドック・脳ドックの助成は4月から受付します。家族調査票の回答では申請となりませんので、受付期間になりましたら住民課へ申請してください。また、集団検診との併用はできませんので注意してください。

ドック受診後の申請は受け付けませんので、必ず役場へ申請してから受診してください。申請方法等、詳細は広報3月号や町ホームページに掲載予定です。



必ず届出をしてください！

交通事故など、第三者(加害者)から受けた傷病については、届出をすれば、保険証を使って治療を受けることができます。かかった治療費は加害者が負担することが原則のため、国保が一度立て替えた費用を、後日加害者に請求します。

保険証を使用する場合は、保険者に届出をする義務があります。第三者行為に該当する場合は、過失割合に関わらず、必ず届出をしてください。

第三者行為に該当するもの

- ・自動車事故(バイク・原付を含む)
- ・自転車事故
- ・他人のペットにかまれたとき
- ・ケンカや暴力行為
- ・食中毒
- ・船舶、飛行機事故

保険証が利用できないとき

- ・勤務中や通勤途中での事故
- ・不法行為(飲酒運転や無免許運転)
- ・示談を済ませてしまったとき

第三者行為にあったとき

まずは、住民課保険年金係へご連絡ください。届出のご案内をします。必要書類を住民課へ提出してください。

届出がされない場合、本来加害者が負担すべき費用を町が負担することになります。町負担分は、みなさんの国保税等を財源としています。医療費を適正に活用するため、必ず届出をしてください。

届出について

相手のいない自損事故についても、届出を出していただく必要があります。事故の状況を確認しますので、自損事故の場合も「傷病届」を提出してください。各様式等、詳細については町ホームページをご覧ください。

また、町では、第三者行為の可能性がある方へ通知をお送りしています。第三者行為に該当する際は、必ず届出をしていただきますようお願いいたします。

医療費のお知らせについて

国保に加入している方へ年2回お送りしている「医療費のお知らせ」は、診療を受けられた医療費の総額をお知らせすることにより、1人ひとりが自分の健康管理を行い、適正な保険診療を受けていただくため、お送りしているものです。

1回目は令和2年11月～令和3年4月診療分を7月下旬に送付しています。2回目は令和3年5月～10月診療分を1月下旬に発送予定です。

医療費のお知らせは医療費控除に使用することができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

医療費控除に関する問い合わせ
氏家税務署
☎028(682)3311

医療費の節約について・第三者行為や医療費のお知らせの問い合わせ

住民課 保険年金係
☎0287(92)1112

故星武夫氏に

旭日単光章

去る8月19日に93歳でお亡くなりになられました元馬頭町教育委員会委員長の星武夫氏（久那瀬）に、生前の長年にわたる教育行政に対する功績により旭日単光章に叙せられました。
在りし日のご活躍を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



全国民生委員児童委員 連合会長表彰

町民生委員・児童委員の海老澤均会長と小高一男副会長は、委員として永年地域の福祉向上に尽力された功績が認められ、10月26日、全国民生委員児童委員連合会長から表彰されました。



▲海老澤 均氏



▲小高 一男氏

総務大臣表彰

令和2年国勢調査において、調査員及び指導員として尽力され、その功績が認められた次の方々、総務大臣から表彰されました。

調査員

菊池 清美氏（大山田上郷）

小祝 邦之氏（小川）

指導員

加藤 博行氏（大山田下郷）

経済産業省から感謝状

経済産業省所管の統計調査員に従事された永年の功績により、次の方へ同省から感謝状が贈られました。

森 純子氏（馬頭）

栃木県統計協会名誉 会長表彰

統計調査員に従事された永年の功績により、次の方が県統計協会名誉会長から表彰されました。

佐藤 洋子氏（大山田下郷）

おはなしボランティア 「たまご」が全国表彰

町図書館のおはなしボランティアグループ「たまご」が、「第54回全国優良読書グループ表彰」を受け、11月17日、栃木県総合文化センターで表彰されました。同グループは、平成11年の結成で、22年間の活動が認められての全国表彰となりました。

現在、4人のメンバーで、毎月第1木曜日の午前10時30分から、馬頭図書館を中心に活動をしています。

代表の嶋崎有子さん（小口）は「コロナ禍で、開催できない時期もあり、参加者も少なくなっていました。活動を続けてよかったです。これからも本を読む喜びを伝えていきたい」と喜んでいました。



▲左から大垣希さん、代表の嶋崎有子さん、高橋美幸さん、廣瀬一美さん

選挙管理委員会委員の 選挙結果

選挙管理委員会委員の任期満了に伴い、9月議会定例会において、指名推選による選挙の結果、次の方が選挙管理委員会委員に就任しました。任期は、11月28日から4年間です。

また、12月1日開催の選挙管理委員会において、選挙管理委員会委員長に佐藤良美氏が就任しました。

選挙管理委員会委員

山本 一枝氏

薄井 秀雄氏

佐藤 良美氏 委員長

高堀 孝男氏



▲右から山本一枝氏、薄井秀雄氏、佐藤良美氏（委員長）、高堀孝男氏